

連携協定書

特定非営利活動法人予防教育科学アカデミーと（以下「甲」という。）と徳島県藍住町教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、連携のもと相互に協力し、児童生徒の健全な育成に寄与することを目的として協定を締結する。

（連携の範囲）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる場と機会において連携・協力するものとする。

- (1) 藍住町適応指導教室「キャロッ子学級」における児童生徒の健全育成に関すること
- (2) 「キャロッ子学級」における児童生徒の保護者の相談活動に関すること
- (3) 上記(1)と(2)に関して、児童生徒が所属する学校との連携に関すること
- (4) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施にあたり、連携協力推進会議を設置することができるものとする。また、具体的な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

（協定解除）

第5条 甲又は乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することが出来るものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月1日

甲 徳島県鳴門市撫養町立岩七枚168番地2

特定非営利活動法人予防教育科学アカデミー

理事長

山崎勝之



乙 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

藍住町教育委員会

教育長

堤広幸

